

別添

規 則 等 の 名 称	個人情報の保護に関する法律施行細則 (令和 5 年徳島県規則第 13 号)
根 拠 法 令	個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 個人情報の保護に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 507 号) 個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年徳島県条例第 55 号)
趣 旨	住民基本台帳法の一部改正による住民基本台帳カードの廃止に係る経過措置が終了することに伴い、所要の整理を行う必要がある。
概 要	保有個人情報開示請求書等の様式について、住民基本台帳カードの廃止に係る経過措置の終了に伴う所要の整理を行うこととした。
施 行 日	令和 8 年 1 月 23 日 (公布日)
県民意見等を募集しなかった理由	住民基本台帳法の一部改正により廃止された「住民基本台帳カード」の有効期間に係る経過措置 (同期間中は「個人番号カード」とみなす措置) が終了し、令和 7 年末までに全ての同カードの効力が失われた。ために、同カードは個人情報の保護に関する法律施行令の規定による「開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類 (本人確認書類)」からも除外された。 これらのことは国法 (住民基本台帳法及び個人情報の保護に関する法律) の規律事項であり、地方公共団体には裁量の余地がない。個人情報の保護に関する法律の施行について定める本県細則としては、本人確認書類として使用できなくなった同カードを当然に「請求者の確認」欄から削除しなければならない。
そ の 他 参 考 事 項	なし